

「革命」としての内乱（2）

——ハーリントンのイギリス史への視座——

的射場 敬一

目次

はじめに

- 1 歴史への視座——共和政との出会い——
- 2 歴史分析の道具

- (1) 民衆の自立と依存——土地所有を根拠に——
- (2) 土地所有の均衡と軍隊

- 3 イングランド王政の歴史分析

- (1) ゴシック・バランスとアングロ＝サクソン王政
- (2) ノルマン王政の均衡（以上前号）

- 4 混合王政の崩壊（以下本号）

- (1) 騎士の非封建化
- (2) 「失われた環」——新封建制とバラ戦争——

5 革命への序奏

- (1) 絶対王政の確立それとも…
- (2) 貴族階級の衰退

結びに代えて——革命すなわち共和政の成立へ——

4 混合王政の崩壊

(1) 騎士の非封建化

我々の常識とは異なる中世社会の「事実」を、あらためてここで確認しておくのも無駄ではないであろう。そのことがハリントンの中世封建社会から近代社会への転換の分析を理解する補助線になると思われるからである。中世社会において軍事のみならず、行政・司法面においても重要な役割を果たしていたのが騎士身分であるが、すでに見てきたようにかれらは貴族身分ではなかつた。それはハリントンの認識とも一致する。騎士が貴族でないとすれば、何なのかな。ハリントンは騎士身分を民衆の範疇のなかに取り込んだのである。

「議会には民衆もまた集まつていたかもしけないが、名目以上のものではなかつた。聖職者階級は全国民の土地の三分の一を占めていたことを考えれば、民衆をこの国の一階級として認めておきながら、それを聖職者について認めないのは馬鹿げたことである。したがつてこの王国は、国王と貴族階級、聖職貴族階級、そして庶民階級（the commons）という三つの身分から成り立つていた。」⁽¹⁾

この引用が明らかにしているのは、民衆が集まることによつて構成されたのが庶民院であるということであるが、庶民院は都市や州の代表によつて構成されており、その代表者には騎士がなつていたのである。⁽²⁾ 諸侯たる貴族の軍事的基盤をなしていただ騎士は、十三世紀以降、社会が落ち着き始めるとともに徐々に非軍事化していった。⁽³⁾ すなわち騎士奉仕の義務を免除するための軍役代納金支払いの慣習が一般化するにつれて、かれらはシエリフ（州長官）や治安判事などの職につき、また州や都市の代表として議会に召集されるようになつたのである。⁽⁴⁾ 騎士の非軍事化とはまさしくイングランド社会の非封建化を象徴するような出来事であるが、やがてかれらは十五世紀以降富裕農民から上昇してきたジエントリに吸收され、ひとつの階級として独立するまでになつた。⁽⁵⁾ このようにして混合王政の基盤をなしていた騎士軍隊は形骸化し崩壊していった。それはとりもなおさずハーリントンの認識枠組みで言えば、貴族階級の衰退を意味することであつた。

このような非封建化した騎士が王権の強化を企てている国王と結びつき、封建諸侯の領域支配と国家行政における占有を打破して王権を強化してゆく過程については、ウェーバーが「ジエントリ出身の治安判事によるイギリスにおける名望家行政」⁽⁶⁾と定義し、説明している。かれの説明を借りて、かかる過程についてみておこう。

国王が王権強化を企てるためには、諸侯によつて占有されていた「国家地方行政全体」をかれらから奪わなければならぬ。しかしこのとき国王自身に自己の収入で役人を雇うほどの巨額な収入がなかつたとすれば、「その数と権勢とが、大家産ヘルに対して自己を主張するに十分なほど大きいような名望家層」の手に地方行政を委ねる以外には方法がなかつた。⁽⁷⁾ イギリスでは、このような状況から治安判事の制度が生れた、という。貴族に代わつてこの行政任務を処理したのが治安判事である。この治安判事の制度がその特徴的な性格をもつようになつたのは、フランスとの

百年戦争の時代においてであった。経済的理由によつて人的隸属関係が崩壊した結果、「莊園領主の純家産制的行政や彼らの裁判権も、また封建貴族の支配下にある地方官職（州長官）も」、「純粹な行政任務を処理する能力を」もはやもつていなかつたからである。⁽⁸⁾ 「家産制的権力や封建的権力を排除しようという関心」については、王権は「コモンズ」（Commons）の決定的な支持を受けた。⁽⁹⁾ 国王は、治安判事の任命権はみずからの手に留保し、その監督権は中央裁判所に留保するという方法で、このいわゆる「ジェントリ」層を巨大な封建諸侯つまり貴族に対抗させつつ、自己の陣営に抱込もうとしたのである。⁽¹⁰⁾

（2）「失われた環」—新封建制とバラ戦争—

このような騎士身分の非封建化による貴族の軍事力の解体と王権による裁判権力の収奪が、そのまま社会全体の非封建化をもたらしたわけではなかつた。そのことは、ウェーバーが、王権はみずからの権力を強化するために非封建身分たるジェントリを巨大な封建諸侯と対抗させたと指摘していることからも窺いしれよう。つまりハーリントンの規定した混合王政の図式どおりであれば、封建諸侯の軍事的基盤であつた騎士団が軍役代納金という慣行の一般化によつてその実質的な意味内容を失つたのであるから、それはそのまま貴族の崩壊になるはずである。しかし、依然としてかれら貴族は権勢を誇つていた。貴族がふたつの勢力に分かれて死闘の限りを尽くし、結果として自滅の道を辿つたバラ戦争⁽¹¹⁾と、貴族の衰退に追い撃ちをかけたテューダー朝のヘンリー七世の施政まで、貴族の権勢は続いていたのである。

混合王政の崩壊とは貴族勢力の崩壊であり、貴族の崩壊とは何よりもその軍事的な意味の喪失に他ならなかつたの

であるから、それは論理的には騎士軍隊の崩壊のはずである。しかし、騎士軍隊の崩壊と貴族の崩壊とはハリントンのなかでは必ずしも明確に結びついていない。貴族の崩壊とは何かを明らかにするための「環」が失われている。その失われた環を見つけるためには、我々は再び歴史学の助けを借りて、ハリントンの言説の意味を明らかにしてゆく必要があるだろう。ハリントンは、この混合王政の欠陥とそれが原因で起こったというバラ戦争について、次のように述べている。

「オセアナ（イングランド—筆者註）のような貴族階級にもとづく王政についていえば、…これも次のような欠陥を矯正することは人知や人力の及ぶところではなかつた。すなわちその欠陥とは、貴族がその家産軍隊（*retainers*）やテナントを使って反乱を起し、…持続的な戦争を始めて莫大な流血を招来しようとしばしば意図した。赤バラと白バラの抗争のばあいのように、民衆も貴族に対する従属関係のなかにまきこまれていた。⁽¹²⁾ すでに考察してきたように、ハリントンにとっては、貴族の軍事力を担保したのは騎士采地にもとづく騎士軍隊であつたはずである。それがいつの間にか貴族の軍事力を担保するのが、*retainers* やテナントになつてゐる。この *retainers* とは、「従者」「従属者」「封建家臣団」などと様々に訳されているが、かれらは本来の封建的な身分ではない。大土地所有者である封建諸侯は、軍役代納金を収める慣行が一般化することと形骸化した騎士軍隊に代わって、かれらの私兵として家産軍隊を形成した。⁽¹⁴⁾ この家産軍隊が *retainers* であるが、フランスとの百年戦争の時には、諸侯の軍事力のほとんどをまかなうものとして一般化した。それは「割符契約」（*indenture*）を以て結ばれる *livery and maintenance* の契約にむづびいており、リヴァアリは給与を意味し、メンテナンスは保護を意味した。⁽¹⁵⁾ 有力な貴族は、その財産によつて、多数の私兵をかかえたほか、割符契約によつて多数の騎士、ジェントリないしは州長官・治安判

事などの地方行政官を従属者の中に加えた。その保護・従属の関係は、古い封建関係に酷似するのであるが、異なるのは、給与が専ら金銭であること、またこの関係をもつて地方的独立をはかるというよりは、既存の制度に寄生し、公の名において私をはかるという点において、それは庶子封建制とかあるいは新封建制とか呼ばれた。⁽¹⁶⁾

百年戦争の過程を通して発達したのが、この新封建制である。百年戦争はイギリスとフランス両国に、戦争と掠奪とを常習とし、これによつて権勢をえた貴族とその部下とを生みだしたのである。⁽¹⁷⁾ このような制度の存在は極度に社会を不安定にした。庶民院に代表を送る騎士・ジェントリ・都市市民などは、本来の封建身分と異なり、社会の不安を嫌い、秩序と平和の擁護者たるはずであるが、実際は新封建領主たる大貴族の恐喝のため、やむなくその従属者となつていた。⁽¹⁸⁾ このような新封建制は、最初は貴族の力を強めたが、それは貴族がみずからのか臣団に払う金がある間だけであった。その金の大半は、交易の収益から出たのである。すなわちかかる新封建制は、一方では貴族の力を再び強めることになつたが、他方ではその資金力において君主や貴族の戦争遂行能力を支えることになつた、社会における非軍事的で非貴族的な階層を代表する議会すなわち庶民院の力を強めることにもなつたのである。⁽¹⁹⁾

しかしながら庶民院がその本来の力を自覚し、そして發揮するためには、このような私兵をかかえた貴族の衰退を待たねばならなかつた。新封建制の成立を促した百年戦争が終わるとすぐにイングランドでは、多数の私兵を抱えた貴族の覇権争いは、ランカスター家とヨーク家との王権をめぐつての争いすなわちバラ戦争を引き起こしたのである。この戦争は、主に貴族とその武装従者（armed retainers）によつて戦われたのだが、その残酷・凄惨な点で、中世末期のすべての戦争に立ちまさるものがあつたと言われている。この三十年にわたつて繰り広げられた戦争によつて、武装従者を抱えた貴族の大半が衰退したのである。⁽²⁰⁾

5　革命への序奏

(1) 絶対王政の確立それとも…：

バラ戦争を收拾して一四八五年に王位に即いたのが、ランカスター家出身のヘンリー七世である。ハリントンは、貴族の時代から民衆の時代への歴史の転換点をこのヘンリー七世の登場とその施策に求めていいる。かれの議論を追いかける前に、テューダー朝のヘンリー七世について、瞥見しておこう。

ヘンリー七世は、一四八五年、亡命先のフランスからウェールズに上陸し、リチャード三世を破つて即位した。次いでヨーク家のエドワード四世の娘エリザベスと結婚して、ランカスター、ヨーク両家の確執による内乱を終らせた。王位についたヘンリー七世は、新封建制による貴族の武装従者であつた家産軍隊の解散を命じ、大貴族の軍事的基盤を破碎したのち、非封建的身分のジェントリを官僚とし、かれらを王政の階級的基礎とした。そして、星室庁を設けて社会秩序の回復を計るとともに、商工業を保護育成して王権を強化することで、イギリスにおける絶対主義の基礎を確立した⁽²¹⁾と言われている。これが歴史学の通説である。

ハリントンもベーコンの『ヘンリー七世史』を典拠に、王の施策については同じような理解をしているが、その施策がもたらした結果についてはまったく異なる理解をしている。すなわちかれはヘンリー七世の諸施策は王権の絶対化をもたらしたのではなくて、貴族の勢力を弱体化させることでかえつて王権の基盤を掘り崩し、そしてまた民衆の台頭を促すことで王政から共和政への転換を準備したと解釈したのである。少し長くなるが、ハリントンの文を引用

しておこう。

「この国王はもつて生れた明敏さで、バロンたちの強大な権力とかれらの支持の気紛れさを考慮し、この種の統治のもうひとつの欠陥にきづき始めた。この欠陥はマキャヴェリも注意しているもので、「貴族階級によつて支持されている王位は、これに即くことよりも、むしろこれを維持することのほうが困難なものである。」といふことである。かれに王位をもたらした貴族階級の不和が、逆にかれを王位から退ける結果になるのではないかという内心の懸念から、貴族階級には分らない道をすすんだのだが、その行き着いた先は、かれ自身もほとんど予見していなかつた意外なものであつた。かれはみずからの安泰を確立しようとして、貴族たちの葡萄酒を水で薄めようとしたのであるが、そのさいはじめて、国王個人のみならず、王位そのものもその後脅かすことになる水流の水門を開け始めることになつたのである」⁽²²⁾

バラ戦争を收拾して王位についたヘンリー七世にとつては、強大な封建諸侯の基盤の上に王政を維持することの危うさは明瞭であった。そこで王は、「クーデタ」の夢魔から自由になるために、これら大貴族の軍事的基盤の解体を企てたのである。次に少し丁寧に考察してゆくように、家産軍隊の解散を命じ、大貴族の軍事的基盤を破碎したということの理解についても、現在の歴史学の知見と何ら変わることころはない。これはハリントンの洞察力があつたというよりも、スチュアート朝のジエームズ一世のもとで大法官まで勤めたベーコンの「ヘンリー七世史」依拠していることから推測するに、一般に観察され知られていた事実ではないだろうか。肝腎なことは、このヘンリー七世の施策がもたらした社会的帰結をどう「解釈」するかであろう。もう一度、引用しながら、かれの解釈を見てゆこう。つまりこういうのである。

「かれに王位をもたらした貴族階級の不和が、逆にかれを王位から退ける結果になるのではないかという内心の懸念から、貴族階級には分らない道をすすんだのだが、その行き着いた先は、かれ自身もほとんど予見していかつた意外なものであった。かれはみずからの安泰を確立しようとして、貴族たちの葡萄酒を水で薄めようとしたのであるが、そのさいはじめて、国王個人のみならず、王位そのものもその後脅かすことになる水流の水門を開け始めることになったのである。」⁽²³⁾

ヘンリー七世は、自分の王位を安泰にするために、「貴族たちの葡萄酒を水で薄めようとした」というのは、要するに貴族階級の力を減退させるために民衆を政治過程に呼び来んだということである。かかる政策は、王自身もまったく予見していなかつた結果をもたらしたのではないかといいうのがハーリントンの解釈である。予見しなかつた結果とは、王権の強化のために貴族の軍事的基盤を解体したのだが、それはかえつて王政をささえていた基盤をみずから掘り崩すことになつたのではないか。そのことはまた民衆を政治過程に呼び込むことにつながり、かれらを権力の主体とする道筋をつけることで王政を崩壊させ、共和政成立を促すことになつたのではないか、ということである。つまり、「王位そのものを、その後脅かすことになる水流の水門」を開けたといいうのは、民衆が政治的主体になるような状況を引き起こしたということである。ハーリントンの国家論によれば、民衆が権力を握ることと王政の存立とは両立できないものであつたからである。

「というのは貴族階級は、それなくしてはかれら自身も存立できない王位そのものを攻撃することはなく、ただかれらの気にいらない特定の国王を攻撃しただけなのに、民衆権力 (popular power) は、国王を通して王位そのものを攻撃したのである。王位は民衆権力と両立できないからである。」⁽²⁴⁾

ここにハリントンの歴史認識の特質がはつきりと現れている。すなわち、すでに前節で見てきたように、ハリントンによれば、王政を存立せしめる土台とは、軍事力を独占し、そのことによつて地方政治のみならず中央政治においても重要な働きをしていた貴族の存在である。そういう貴族は、特定の国王を自分たちの利害から攻撃し、廢位に追い込むことはあつても、自分たちの存在を担保する王政そのものを攻撃することはなかつた。これに対しても民衆が権力を持てば、かれらの利害と王政の利害とは真っ向から対立するのであるから、国王だけではなくて、王政そのものを攻撃することになるのは、必然の理であろう。民衆が権力を持つということは、それは国家形態が共和政になることを意味し、それゆえ「王位は民衆権力と両立できない」というのである。

（2）貴族階級の衰退

ハリントンは歴史の通説とは異なりヘンリー七世の登場を、絶対王政確立の起点としてではなく、共和政成立の起点とみた。

「ヘンリー七世は、貴族階級の権力を減じようとして、かえつて権力が民衆の掌中に陥る原因をつくつた。そのことはかれの治世中に制定された種々の法律——定住法、家臣に反対する法、土地譲渡法によつて明らかである。⁽²⁵⁾

「バロンたちの強大な権力とかれらの支持の気紛れさを考慮し」たヘンリー七世は、貴族の力を削ぎ落とし、代わりに民衆を政治過程に引き入れた。貴族階級の勢力を削ぐことは、すなわちハリントンの理解によれば王政の土台を掘り崩すことに他ならない。権力の担い手が封建諸侯から民衆に移行する原因を、ヘンリー七世はもたらしたのであ

る。ヘンリー七世、そしてその息子のヘンリー八世は、王権を伸長させようとして貴族の勢力を削ぐことで、かえつてみずからの墓穴を掘つたのである。まさしく「権力が民衆の掌中に陥る原因」を作つたのはヘンリー七世とその後継者であるというのが、ハリントンの解釈なのである。

ハリントンの論旨をはつきりさせるために、少し脇道にそれるがいわゆる貴族の衰退について考察しておこう。といふのは、現代のイギリス社会においても貴族は厳然として存在しており、かれらは貴族院を構成しているからである。⁽²⁶⁾ したがつて貴族の衰退とは貴族階級が身分としてなくなつたことでもその数が減じたことでもない。なぜならば、ハリントンは、ノルマン王政の貴族の数を二五〇人と見積もつてゐるが、我々が検討しているこのテューダー朝においてさえも、貴族の数はそれほど減少してはいないからである。川北稔氏がヘンリー八世の娘のエリザベス時代のウイリアム・ハリソンの理解をもとにその時代の社会階層を再構成しているが、それによれば公爵・侯爵・伯爵・子爵・男爵という爵位貴族は、二〇〇人位であった⁽²⁷⁾ という。ハリントンの数字もブラクトンの研究からのものであり、必ずしも厳密なものではないので、そういうことから言へば、決して貴族の絶対人数が減つたとは言えないし、当然のことながら身分としての貴族は存在したし、その後も存在し続け、かれら貴族は貴族院を構成するメンバーなのである。

とすればハリントンは貴族の衰退ということで、一体何を意味していたのだろうか。そのことをもう一度簡単に整理しておく必要があるだろう。

すでに見てきた如く、ハリントンによれば混合王政とは貴族の軍事力にその基盤をおく王政であり、その貴族の軍事力を担保したのは騎士采地にもどづく騎士団であった。貴族はこの騎士団の軍事力を背景に種々の裁判権をもつて

領域支配を行つていた。さらに貴族院議員として王の施政にも参与していたのである。ところが、前節で考察してきたように十三世紀以降、現実には軍役代納金の慣行が一般化するにつれ騎士奉仕は行われなくなり、かかる意味での貴族の実態は完全に失われつた。ところが貴族は百年戦争の勃発を契機に、かかる騎士軍隊にかえて金銭によつて雇用した私兵を家産軍隊としてみずから暴力装置に再編したのである。この暴力装置としての家産軍隊によつて、ふたたび地方政治に権勢をふるうようになつた。すなわち非封建化しつつある社会の担い手であつたジエントリや都市市民、そしてすでに非軍事化していた騎士を、みずからの私的な暴力で恐喝することによつて領域内で権勢をふるつたのである。これら大貴族はまさしくむき出しの暴力によつて、非封建身分をその従属者としたりあるいはその影響下におくことで、みずからの権益を確保したのである。

それゆえ貴族の私的暴力装置である家臣団を解体させることは、貴族をある意味では丸裸にすることに繋がつてゆく。ハリントンの議論を丁寧にみてゆこう。先に述べた定住法についての議論である。

「この法律によつて一〇エーカー以上の土地を耕作していた農家は維持されることになつた。十分な土地がかれらに与えられることになり、またその後の法令に明らかなどおり、土地の分割は許されぬことになつたので、各農家は維持され、必然的にかれらを強化する結果になつた。耕作されるべき土地の割合が維持されたので、当然のことながらかれらが物乞い（beggar）や小屋住み農民（cottager）に転落することはなく、それどころか友人やサーヴァントを持ち、農業を經營する資産家になつたのである。このことはヘンリー七世の伝記作家ベーコンによれば、この王国の力と男らしさにこのことは大いに関わつており、事実この王国の土地の大部をヨーマンリ（yeomanry）すなわち中産階級（the middle people）の所有に帰することになつたのである。⁽²⁹⁾

ハリントンは、中世社会の支配的な農業形態であった莊園制についてはほとんど言及することはないが、明らかにここでは莊園制の解体が暗黙の前提になつてゐる。すなわちハリントンがここでヘンリー七世の政策に象徴させているのは、すでに数世紀にもわたつて続いていた莊園制の解体であり、そこから発生して独立自営農民すなわちヨーマンリの台頭という現実である。⁽³⁰⁾ つまりかかる事態をヘンリー七世は追認し、その保護育成政策をとつたのだ、と。ところで混合王政の均衡については、「王国全体は伯爵領と諸侯領とからなり、これらの所領は六〇、〇〇〇の騎士采地から成り立」⁽³¹⁾ つていたとし、これに対しても「王国の土地の大部分をヨーマンリすなわち中産階級の所有に帰することになった」と述べている。

しかし、かれは、土地の配分が実質的にはどうなつてゐるかの観点からこのことを論じてゐるわけでは、おそらくない。なぜならばかれが生きた十七世紀の時点でもヨーマンリがほとんどの土地を占めるなどということはなかつたし、いわんや十六世紀の時点ではなおさらのことである。ハリントンもそうは思つてもいなかつただろうし、そういう前提に立つてゐるわけでもない。では、王国の土地が貴族の手からヨーマンリすなわち民衆の手に渡つたといふことで、一体かれを何を言おうとしているのだろうか。その回答は、彼にとつての土地所有の問題が全て軍役土地保有の観点から考察されてゐることを想起すれば十分であろう。いざれも軍事力を誰がどのように担うかの観点からの考察なのである。

イギリスでは、国王は古くから民兵すなわち十六歳から六十歳までの成年男子のなかから有能な者を兵として徵集する権限を認められていた。⁽³⁴⁾ ヨーマンリこそは、かかる民兵の担い手であつた。

「かれらヨーマンリは隸属的で窮乏した状態で生活していなかつたので、貴族への従属からはほとんど解放され

ており、また自由に豊かに暮らしていたので、それだけ優れた歩兵（infantry）となつた。しかし歩兵といつても、貴族たちの権力はほとんどかれらヨーマンリのうえには及ばなかつたので、この時以降、かれら貴族たちは、ほとんど武装解除されてしまつたと考えられるのである。⁽³⁶⁾

民兵にかかる業務はもともとシェリフ、次いで十四世紀中葉以降、治安判事の任務であつたが、これらの地方行政官はしだいに地方有力貴族の権力により左右されるところとなり、民兵もこれら貴族の統制の下に服してしまつていた。⁽³⁷⁾つまり新封建制のもとでは民兵はかかる貴族の統制下にあつたのである。だが、バラ戦争をへてテューダー朝のヘンリー七世の時代になると、貴族の統制もかかる民兵には及ばなくなつたのであろう。それが貴族の「武装解除」の意味である。

これに続けてハリントンは次のように述べている。

「そしてかれらが、その歩兵をこのようにして失つたのと同様に、かれらの騎兵と指揮官たちもまた家臣に関する法（the statute of retainers）によつて切り捨てられた。というのは、良い家柄の次男・三男以下の張切り屋や武芸に秀でたものたちを置く」とが貴族階級の習慣であつたが、このように危険な従者（train）に付き従われるものは、その従者を逮捕されるという罰を免れなかつたからである。⁽³⁸⁾

まさしくこの「家臣に関する法」によつて象徴されている家産軍隊の撲滅政策こそがヘンリー七世のとつた政策なのである。つまり、ハリントンは、貴族の非軍事化の契機をここに見て取つてゐるのである。この間の貴族の軍事的な弱体化を示す例を、歴史学の力を借りて明らかにしておくならば、十七世紀初頭の時点では、サー・ウォルター・ローリーが「かつて戦場に一〇〇〇人の騎兵 barbed horses をひきつれてくる」とできる多くの伯達や、五〇〇一

六〇〇人の騎兵をひきつれてくることのできるバロン達が多くいたが、今や一〇騎も国王に提供しうるものさえ稀である」と述べているような事態が到来したのである。⁽³⁹⁾

新封建制では貴族はまさに権力によつて割拠したのではなくて、武装従者という私兵をかかえることで既成秩序に寄生し、利権をあげていたのであるから、そういう暴力装置を持つことが禁止され不可能になると、貴族は封建領主としての性格を失いしがいに单なる大地主としての貴族に転化してゆかざるをえない。⁽⁴⁰⁾ このような状況をハリントンは次のように述べている。

「それからといふものは、貴族階級の地方の生活と大食卓は、もはやかれらのために血を流そうとする人たちを養うことはできなくなつた。態度を変えて君主の廷臣 (courtier) になるまでは、むなしく恥まわしいものになつた。しかし宮廷におけるかれらの収入も牛肉や羊肉を食べても枯渇しないためには、十分ではなかつた。その結果として地代の搾取が、そしてついには土地の売却が生ずることになつた。土地を手放すことは、土地譲渡法によつてより容易になつた。⁽⁴¹⁾

貴族階級は武装従者という私兵を抱えることで権勢を誇り繁栄を享受することができていたのだが、その手足をもぎ取られたことで収入の道を絶たれた。したがつて、宮廷への出仕による収入に頼るしかなくなつた。しかし、それでもたりずに地代をつりあげ、あげくの果ては土地を切り売りせざるをえないような状況にまで追い込まれたというのである。このように大所領を有する貴族には、地方の君主として領域支配をした昔日の面影はない。かれらの「領主」としての性格は著しく希薄化し、代りに「地主」としての性格が前面にでてくるようになつたのである。

結びに代えて—革命すなわち共和政の成立へ—

我々が考察してきたように、ハリントンにとって貴族階級の衰退とは、貴族がその軍事力を失うことによつて政治的支配権を失つてゆくことであつた。王政の実質的な基盤と考えられていた貴族が、支配身分としての独占的な地位から滑り落ち、ひとつの身分に転落することであつた。すなわち貴族階級の衰退とは、貴族階級の消滅ではなくて、貴族階級の軍事及び政治における独占が打ち破られたことなのである。かかる貴族階級による支配の独占を打破し、支配階級としてジェントリやヨーマンリが登場する過程こそが、ハリントンによれば混合王政の崩壊過程に他ならなかつた。ジェントリやヨーマンリの台頭を象徴するのが、土地の移動である。

「ヘンリー八世の修道院解体は、貴族階級の衰退と並んで、勤勉な民衆に莫大な餌食を提供することになつた。それゆえ、いまや民衆のなかに共和政の均衡 (the balance of the commonwealth) が存在するにいたつた。賢明なパルセニア（エリザベス—筆者注）女王がこれに気づかぬはずはなかつた。」⁽⁴²⁾

ハリントンによれば、貴族階級の衰退による土地の切り売りだけではなくて、ヘンリー八世の修道院解体によつても勤勉な民衆の手に土地が渡つた。その結果としてヘンリー八世の娘のエリザベス女王の時代には、土地所有の均衡が貴族から民衆に移つたのである。それゆえ、共和政の均衡が王国のなかに存在するという事態に立ち至つた。

ハリントンが民衆が貴族に代わつて台頭してきたと指摘しているテューダー朝のヘンリー七世からエリザベス女王の時代について、少しだけ脇道にそれで歴史学の知見を借りてみておこう。この時代にはたゞたゞ「贅沢禁止法」が

だされたが、それはジェントリ階層が貴族と同じ生活スタイルを模倣するようになつたためである。⁽⁴³⁾ ジェントリとは、およそ一〇〇人の爵位貴族の下にいた身分制呼称で「ナイト（騎士）」「エスクワイヤ」「（たんなる）ジェントルマン」などと呼ばれていた数万人の人びとのことである。しかしながら、この贅沢禁止法が次々と出されながら、いざれも効力がなく、けつきよく放棄されていった。川北稔氏によれば、この過程こそが近代イギリスの政治を支えた「ジェントルマン階級」の成立史なのである。⁽⁴⁴⁾ この時代の社会構成は、王族とおよそ一〇〇家族の貴族と、支配者集団の仲間入りをし、政治の実権を地方においても中央政治においても握りはじめていた数万家族のジェントリ層で、人口の五%以下、そして大都市の自由市民としてのシティズン、都市上層市民としてのブルジョア、農村部のヨーマンなど有産層で人口の約二〇%であった。⁽⁴⁵⁾ このジェントリと有産層のなから選挙された代表者が、庶民院を構成していたのである。この二〇〇家族の貴族を除いた約二五%の有産市民こそが、ハリントンのいう台頭してきていた民衆の実態であった。国王の地方行政においても、そして中央行政においても「ニュー・メン」として活躍しはじめたのが、かかる新興ジェントリなのである。先の文に続けて、ハリントンは次のように述べている。

「それゆえ、彼女（エリザベス女王——筆者註）は、彼女と国民一般との間に、絶えず愛の手管を利用することによつて、その治世を一種のロマンスと化し、完全に貴族階級を無視したのであった。かくして、庶民院は徐々に台頭し、それ以来、王侯たちにとつべきわめて重要でかつ恐るべき存在となつた。それゆえかれらが集まる時には、王侯たちといえども色青ざめるのであつた。」⁽⁴⁶⁾

エリザベス女王は、均衡が明らかに民衆に移つてることを洞察した。だから統治を国民とのロマンスにかえて、「完全に貴族階級を無視」したのだというのである。中世の混合王政においては「名目以上のものではありえなかつ

た」庶民院が、今や王侯貴族を「色青ざめさせる」ような、そういう「重要で恐るべき存在となつた」のである。」れこそが、ハーリントンにとつては、民衆が権力を握ってきたことを象徴するような出来事であった。それゆえこういうのだ。

「今や王位そのものを覆すために、なにものも欠けていなかつたが、ただ民衆が自分たちの力をそこまで自覚しようとしなかつたので、かれらにその力を感じさせてやる必要があつただけである。」⁽⁴⁷⁾

自分たちの力を自覚するきつかけになつたのが一六四二年に始まつた内乱である。その内乱は、これまで我々が考察してきたように、ハーリントンにとつては、まさしく王政の内部崩壊によつてもたらされたものであつた。

「だがその貴族階級を失つた王国は、もはや天の下で、軍隊以外頼りになるものをもたなかつた。それゆえ、我が国⁽⁴⁸⁾の政治体制の崩壊が内乱を引き起こしたのであって、内乱が政治体制の崩壊を引き起こしたのではなかつた。」

内乱の灰燼のなかから復活してくるべきは、「勝利した軍隊によつて樹立される民衆政（popular government）」⁽⁴⁹⁾すなわち共和政なのである。すなわち「土地所有の均衡がすでに民衆のなかにある以上、共和政はすでに存在している」⁽⁵⁰⁾のである。ハーリントンによれば、必要なのは「既に存在する土台にふさわしい統治の上部構造」⁽⁵¹⁾すなわち共和国の政治制度を作り上げる技術であつた。この技術の欠如こそが、一六四九年の共和国宣言以降のイギリスの混迷の理由なのである。まさしくこの技術を提供するために、ハーリントンはこの『オセアナ共和国』を執筆したのである。

附記

本論文は、政経学部35周年記念事業の一環としての共同研究の成果です。本来ならば共著として公刊される予定でしたが、諸般の事情から不可能になつたため、政経学会の好意により、このような形でその成果を公表させて頂くことになりました。

さらに付言しますならば、この論文は国士館大学派遣研究員としてのケンブリッジ大学への留学の成果でもあります。ケンブリッジ大学への留学に際しましてはいろいろな先生方のお世話になりましたが、国際基督教大学教授の千葉眞先生、恵泉女子学園大学教授の塩田明子先生、ケンブリッジ大学のジョン・ダン教授への推薦の労をとつていただいた東京都立大学教授の半澤孝磨先生には、とくにお世話になりました。ゼミ〇Bの渡部樹里さんには、日本語文献の収集に奔走してもらいました。

記して、感謝の意を表しておきたいと思います。

註

1. *Ibid.* 邦訳同頁。
2. 青山吉信編、前掲書、三七六頁。
3. 富岡次郎「イギリス農民一揆」『世界歴史14 近代1』（岩波書店、一九六九年）、二七九頁参照。
4. John Guy, *op. cit.*, pp. 47–48.
5. 青山吉信編、前掲書、三七六頁参照。川北稔『洒落者たちのイギリス史 騎士の國から紳士の國へ』（平凡社、一九八六年）二七頁参照。

6. ウエバー、世良晃志郎訳『支配の社会学I』（創文社、一九六〇年）、一一六一頁。
7. 前掲書、一二六四頁。
8. 前掲書、同頁。
9. 前掲書、同頁。
10. 前掲書、一二六五頁。
11. Cf., John Guy, *op. cit.*, pp. 2-3.
12. *Oceana.*, p. 179, 邦訳一一五五頁。
13. 例えは、故堀米庸三教授は次のように書かれている。「有力な貴族は、その財産によつて、多数の私兵をかかえた外、インデンチュア契約によつて多数の騎士、ジェントリーないしは州長官・治安判事などの地方行政官を従属者（*retainers*）のなかに加えた。」（堀米庸三『西洋中世世界の崩壊』（岩波書店、一九五八年）、一六七頁）。富岡次郎氏は封建家臣団とされている。「封建家臣団は、騎士のように封土の授受を通じて領主と封建的主従関係を結んだ人々ではなくて、インデンチュアと呼ばれた一種の年期奉公契約により俸給をもらつて大領主の所領經營を担当した人々の集団であった。」（富岡次郎「イギリス農民一揆」『世界歴史14 近代1』（岩波書店、一九六九年）、一一七九頁）。これに対して、篠塚信義氏は従者という訳語を採用されている。「かくして、貴族の従者、並びに貴族により訓練・指揮される民兵は共に、国王自身の指揮官の下にある民兵を補う重要な軍隊を構成したといえよう。」（篠塚信義「イギリス絶対主義の発展構造」『世界歴史14 近代1』（岩波書店、一九六九年）、一九六頁）。我々は、この *retainers* が、明らかに封建的な騎士軍隊ではなくて、貴族の私兵の色彩が濃いので、ウエバーの概念を借りて、家産軍隊と訳出しておきたい。
14. この前の註を参照。△封建▽に対立する概念としての△家産▽を意識して、ノノでは家産軍隊と訳出しておいた。
15. 堀米庸三、前掲書、一六七頁。
16. 前掲書、一六八頁。
17. 前掲書、一二二三頁。
18. 前掲書、一六八頁。
19. マイケル・ハワード 奥村房夫・奥村大作訳『ヨーロッパ史と戦争』（学陽書房、一九八一年）、三四一三五頁。

20. John Guy, *op. cit.*, pp. 1-2.
21. *Ibid.*, pp. 64-70.
22. *Oceana*, p. 197, 邦訳1-1七六頁。
23. *Ibid.*, 邦訳同頁。
24. *Ibid.*, 邦訳同頁。
25. *Ibid.*, 邦訳同頁。
26. Iain McLean (ed.), *The Concise Oxford Dictionary of Politics* (Oxford: Oxford University Press, 1996), p. 145.
27. *Oceana*, p. 195, 邦訳1-1七四頁。
28. 川北綱, 前掲書, 1-1七四頁。
29. *Oceana*, p. 197, 邦訳1-1七七頁。
30. ヨーマンは、なむち独立自営農民の台頭こそが、近代イギリスの推進力であった。「ヨーマンは、十四世紀・十五世紀において、…専ら『四〇シリング・フリーホルダー』を意味していた。しかるに十四世紀以降、隸農がその内部から富裕な階層を析出せしものになるに従い、一部の人士は十五世紀の後半、遅くとも十六世紀の初頭から、いわば富裕な農民をも、そのフリーホルダーだと否とを問わず、ヨーマンと呼ぶにいた。」(口谷敏之『新版イギリス・ヨーマンの研究』(お茶の水書房、一九七六年)、五頁)。
31. *Oceana*, p. 195. 邦訳五一七四。
32. *Ibid.*, p. 197. 邦訳1-1七七頁。
33. ハリントンのイギリス史叙述のなかで、ヨーマンリについての言及はほとんどなく、この箇所が数少ないうちのひとつである。ヨーマンリの台頭が共和政成立の条件ではなくて、社会の非封建化が共和政成立の前提であった。つまり社会の主体が、封建貴族から、非封建階層の手に移ってきてていることが、かれの関心であり、そのアクセントは、ヨーマンリにというよりはジェントリにあった。R. H. Tawnyがジェントリ勃興の証人として解釈したことからも明らかのように、また共和政成立後の土地法から見ても、ハリントンの議論のアクセントは、社会の非封建化とジェントリの勃興にあつたと思われる。有名なジェントリ論争のなかでのハリントン解釈については、以下の文献を参照されたい。R. H. Tawny, 'Harrington's Inter-

pretation of his Age', *Proceeding of the British Academy*, XXVII (London, 1941), H.R.Trevor-Roper, 'The Gentry, 1540-1640', *Economic History Review Supplements* (Cambridge, 1953).

- 34. 篠塚信義' 前掲書' 一九二一頁。
- 35. Cf., J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment; op. cit.*, p. 357. Francis Bacon, *The History of the Reign of King Henry the Seventh*, a new edition with introduction, annotation, and interpretive essay by Jerry Weinberger (Ithaca: Cornell University Press, 1996), pp. 85-86.
- 36. *Oceana*, p. 197, 邦訳二七七頁。
- 37. 篠塚信義' 前掲書' 一九二一頁。
- 38. *Oceana*, p. 198, 邦訳二七七頁。
- 39. 篠塚信義' 前掲書' 二〇二一頁。
- 40. 前掲書' 二〇二一頁。
- 41. *Oceana*, p. 198, 邦訳二七七頁。
- 42. *Ibid.*, 邦訳同頁。
- 43. 川北稔' 前掲書' 二七一頁。
- 44. 前掲書' 同頁。〔贅沢禁止法が一括廃止された一七世紀初頭は、ハムハトルマン概念の確立期である。〕
- 45. 前掲書' 同頁。
- 46. *Oceana*, p. 198, 邦訳二七七頁。
- 47. *Ibid.*, 邦訳同頁。
- 48. *Ibid.*, 邦訳二七八頁。
- 49. *Ibid.*, 邦訳同頁。
- 50. *Ibid.*, pp. 201-202. 邦訳二八二一頁。
- 51. *Ibid.*, p. 202. 邦訳同頁。
- 52. *Ibid.*, 邦訳同頁。